

神戸市議会基本条例 骨子案

0. 前 文

- 日本国憲法は、地方公共団体において、議会の議員と長をそれぞれ住民が直接選挙し、議事機関としての合議制の議会と執行機関としての独任制の長という二つの代表機関を設置するという、いわゆる二元代表制を採用している。
- この二つの代表機関は、相互に独立・対等の立場で、互いに尊重し、抑制と均衡を保ちながら、それぞれの特性を活かすことにより、その役割を果たすことが求められている。
- 一方、社会情勢に目を転じてみると、人口減少・少子高齢化社会の到来、家族やコミュニティの機能の変容をはじめとする時代潮流の中で、住民に身近な行政の果たすべき役割は従来にも増して大きくなってきており、地方公共団体は、これまで以上に住民の信託に応えられる存在に進化を遂げなければならない。
- このような中、2011年には、国の法令による地方公共団体への「義務付け・枠付けの見直し」を行い、条例制定権の自主性及び自由度を高めることを狙いとした「地域自主自立改革推進法」が成立するなど、近年、地域のことは地域が決めるという住民による行政を実現しようとする方向への転換が進められており、このような住民の信託に応えるためには、住民に身近な存在であるとともに、多様な意見を反映することのできる議会のさらなる充実・強化が求められている。
- 本市会は、このような認識の下、市民の積極的な参加を得ながら、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）とは緊張ある関係を保ち、独立・対等の立場において、多様な観点から政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、独自の政策立案・政策提言を行うことにより、これらの責務を果たそうとするものである。
- ここに、本市会は、日本国憲法に定める二元代表制の下、多元的な利益を反映することができる合議制である議会と、行政分野において専門性の高い独任制である市長が、それぞれの特性を活かし、お互い補完し合いながら、切磋琢磨することにより、地方自治の本旨に基づく市民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定するものである。

1. 総 則

○ 目 的

* この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的な事項を定め、市民の信託に的確に応えることにより、市民福祉の向上及び市勢の発展に資することを目的とする。

○ 基本理念

* 議会は、執行機関である市長等と対等である議事機関として、市民の多様な意見を把握、反映しうる合議体としての特色を最大限に活かすことにより、住民自治の観点から、真の地方自治の実現に取り組むものとする。

○ 基本方針

* 議会は、前項の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた活動を行うものとする。

- ・ 議案、請願その他の案件（以下「議案等」という）の審議又は審査による政策決定、並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- ・ 市政の課題について調査研究を行うことにより、独自の政策立案及び政策提言に取り組むとともに、意見書、決議その他の方法により、国会又は関係行政庁へ意見表明を行うこと。
- ・ 公正性、透明性及び信頼性を重んじ、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- ・ 時代の要請にあった議会の運営体制の確立を図るため、議会改革に継続的に取り組むこと。

2. 議員の役割及び活動原則

○ 役 割

* 議員は、市民の直接選挙によって選ばれた、公選による公職にある者として、市民を代表して活動を行い、地域の課題のみならず市政の課題全般について、市民の多様な意見を的確に把握するとともに、合議制の機関である議会を構成する一員として、その活動を通じ、市民の信託に応えるものとする。

[中間まとめ]

4. 議会及び議員活動の在り方

(2) 地方議員の身分（制度上の位置づけの明確化）

- ① 非常勤特別職公務員という位置づけは地方議員の特性を反映していないため、公選職としての立場を明確にする。

○ 活動原則

* 議員は、前項に掲げる役割を果たすに当たり、次に掲げる原則に基づき議会活動を行うものとする。

- ・ 各区の実情等の把握に努め、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市政全体を見据えた幅広い視点及び長期的な展望を持って、的確な判断を行うこと。
- ・ 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを踏まえ、市民の多様な意見の把握に努めるとともに、議員相互間の討議を活発に行うこと。
- ・ 日常の調査及び研修活動を通じて、自らの資質の向上に不斷に努めるとともに、自らの活動を市民にわかりやすく説明すること。

○ 会派

* 議員は、政策決定、政策立案及び政策提言等に資するため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員の集団として、2人以上の議員で構成する会派を結成することができる。

* 会派は、政策決定、政策立案及び政策提言等の議会活動に関し、会派間で相互に協議を行い、円滑かつ効果的な議会運営を図るものとする。

3. 議会と市長等との関係

○ 市長等との関係の基本原則

* 議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、独自の政策決定、政策立案及び政策提言等を通じて、市勢の発展に取り組むものとする。

* 合議制である議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、活動を行うものとする。

○ 議決事件

* 地方自治法（以下「法」という。）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、基本構想（長期的な展望に立って市政の総合的かつ計画的な運営を図るために定める構想）及び基本計画（基本構想に基づき市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画）の策定、変更又は廃止とする。

[中間まとめ]

1. 執行機関に対するチェック機能の強化

- (1) 議決対象の拡大（地方自治法96条2項の活用）
 - ① 基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止については、議決対象とする。

○ 議会への説明

* 市長等は、議会又は議員から市の政策及び事務に係る監視及び調査のため、資料の提出又は説明の要求があったときは、誠実に対応しなければならない。

[中間まとめ]

1. 執行機関に対するチェック機能の強化

(2) 調査権限の在り方と100条委員会

- 議会又は議員からの、市の政策及び事務に係る監視及び調査のための、資料要求、説明要求に関しては、当局の誠実な対応を求める。

- * 市長等は、次に掲げるときは遅滞なく議会に報告しなければならない。
 - ・ 実施計画（基本計画に基づき市政全般に係る具体的な施策の実施にして体系的に定める計画）及び各行政分野における基本的な計画（計画期間が10年以上である計画）を策定、変更又は廃止しようとするとき。
 - ・ 姉妹都市若しくは友好都市又はこれらに類するものを提携又は解消しようとするとき。

[中間まとめ]

1. 執行機関に対するチェック機能の強化

- (1) 議決対象の拡大（地方自治法 96 条 2 項の活用）
 - ② 実施計画及び各行政分野における基本的な計画のうち計画期間が 10 年以上であるものの策定、変更又は廃止については、議決対象とはしないが、議会への報告を義務づける。
 - ③ 姉妹都市若しくは友好都市又はこれらに類するものの提携又は解消については、議決対象とはしないが、議会への報告を義務づける。

○ 監視及び評価

- * 議会は、審議、議決等を通じ、市長等の事務の執行が、適正かつ公平及び効率的に行われているかについて、監視及び評価を行うものとする。

○ 政策立案及び政策提言

- * 議会は、独任制の市長とは異なる合議制の機関としての独自の観点から、条例の制定、議案の修正、意見書及び決議等を通じて、市長等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

[中間まとめ]

2. 政策立案・提言機能の充実

(1) 議会政策提案条例の制定

- 議会、議員の政策形成及び立案能力の向上はもとより、それを補佐する市会事務局の政策法務・調査研究機能の充実強化を図るとともに、専門的知見を活用しながら、政策提案条例を積極的に制定していくことを目指す。

4. 議会運営の原則

○ 議会運営の原則

- * 議会は、本市の基本的な政策決定、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ

効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たすものとする。

* 議会は、市政の課題に的確かつ柔軟に対応し、主体的・機動的な活動を展開するため、年間を通じて十分に審議を尽くすことのできる会期を定めるものとする。

[中間まとめ]

1. 執行機関に対するチェック機能の強化

(4) 通年議会

- ① 当面の措置としては、委員会の行政調査や会派の政務調査活動に一定専念できる期間を確保し、合わせて通年議会に存する課題の抽出とその解決策を検討するため、2会期制を採用する。
- ② 会期は、現行の第1回定例市会から第2回定例市会まで、現行の第3回定例市会から第4回定例市会までとする。

* 本会議、委員会その他の会議（以下「会議等」という。）は、民主的かつ効率的な運営を行うものとする。

○ 委員会の活動

- * 委員会は、議案等の審査、市政に関する課題及びその所管に属する市の事務の調査の充実を図り、その権能を十分に發揮する。
- * 委員は、委員間における討議を通じて、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。

[中間まとめ]

1. 執行機関に対するチェック機能の強化

(6) 委員会活動の活性化

① 常任委員会の方針として、「閉会中の委員会においては、委員会であらかじめ決定した調査テーマに関して、当局から報告を聴取し、調査を行う」こととしており、今後とも積極的な活動を行う。

② 委員会においては、委員相互間における討議を通じ、積極的な政策立案・提言等に努める。

○ 会議等における質疑応答

- * 本会議における質疑及び市政一般の課題に対する質問については、論点及び争点を明らかにして行い、議員は、一括質問一括答弁方式又は一問一答方式により行うことができる。
- * 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するための発言をすることができる。

[中間まとめ]

1. 執行機関に対するチェック機能の強化

(5) 本会議における質疑の在り方

- ① 質疑（質問）方法の多様化を図るため、一問一答制を導入し、質疑（質問）者の選択に委ねる。
- ③ 議案外質問を廃止し、一般質問（市政一般に対する個人質問）を新たに導入する。
- ⑤ 反問権については認めないが、質疑（質問）の趣旨を確認するための発言はできることとする。

5. 市民と議会の関係

○ 市民参加の促進

- * 議会は、市民の多様な意見を把握し、政策形成に反映しうる合議体とし

ての特色を最大限に活かし、市民が議会の活動に参加する機会を確保するよう努めるものとする。

[中間まとめ]

3. 市民参加の積極的な促進

(4) 住民意見の反映（意見募集・検証）、専門的知見の活用

- 市民の生の声を聞くことが議員活動の基本であり、
そのために不断の努力を続けるとともに、当局が審議会を活用していろいろな政策を打ち立てているように、議会も専門的知見を議会活動に活かしていく。

○ 広報及び広聴の充実

* 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにより、広報及び広聴の充実に努めるものとする。

○ 会議等の公開

* 議会は、公正性及び透明性を確保するとともに、開かれた議会運営に資するため、会議等を原則として公開するものとする。

6. 議会機能の強化

○ 議会機能の強化

* 議会は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに議会が行う政策立案及び政策提言に関する機能を強化するものとする。

○ 学識経験者等の活用

* 議会は、議会における審議の充実、議会による政策形成機能の強化及び政策の効果の評価に資するため、法第100条の2に規定する学識経験を有する者等の知見を積極的に活用するものとする。

[中間まとめ]

2. 政策立案・提言機能の充実

(1) 議会政策提案条例の制定

○ 議会、議員の政策形成及び立案能力の向上はもとより、それを補佐する市会事務局の政策法務・調査研究機能の充実強化を図るとともに、専門的知見を活用しながら、政策提案条例を積極的に制定していくことを目指す。

3. 市民参加の積極的な促進

(4) 住民意見の反映（意見募集・検証）、専門的知見の活用

○ 市民の生の声を聞くことが議員活動の基本であり、そのために不断の努力を続けるとともに、当局が審議会を活用していろいろな政策を打ち立てているように、議会も専門的知見を議会活動に活かしていく。

○ 研修及び調査研究

* 議員は、政策立案及び政策提言能力の向上のため、研修及び調査研究に積極的に努めるものとする。

[中間まとめ]

2. 政策立案・提言機能の充実

(1) 議会政策提案条例の制定

○ 議会、議員の政策形成及び立案能力の向上はもとより、それを補佐する市会事務局の政策法務・調査研究機能の充実強化を図るとともに、専門的知見を活用しながら、政策提案条例を積極的に制定していくことを目指す。

○ 政務調査費

* 会派は、調査研究に資するために政務調査費の交付を受け、証拠書類を公開すること等によりその使途の透明性を確保するものとする。

7. 議会改革の推進

○ 議会改革

- * 議会は、市民の意見、社会情勢その他の状況の変化により新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、常に議会の改革に取り組むものとする。
- * 議会は、前項による取り組みを行うため、議員で構成する推進組織を設置することができる。

8. 政治倫理

○ 政治倫理

- * 議員は、市民の信託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めるものとする。

9. 市会事務局

○ 市会事務局

- * 議会は、議員の活動を補佐し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるとともに、議員の政策立案及び政策提言を支援させるため、事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。

○ 市会図書室

- * 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を適正に管理・運営するとともに、その機能の充実を図るものとする。

[中間まとめ]

2. 政策立案・提言機能の充実

(1) 議会政策提案条例の制定

- 議会、議員の政策形成及び立案能力の向上はもとより、それを補佐する市会事務局の政策法務・調査研究機能の充実強化を図るとともに、専門的知見を活用しながら、政策提案条例を積極的に制定していくことを目指す。

10. 最高規範性と条例の見直し

○ 最高規範性

* この条例は、神戸市会における最高規範であって、この条例に反する議会の条例、規則、規程その他の例規はその効力を有しない。

○ 条例の見直し

* 議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて、この条例の改正を含め適切な措置を遅滞なく講じるものとする。